

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 11 日（金）第2802号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1
 ○指定管理者の変更事項の届出 (森づくり推進課取扱い) 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 ○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） (障害福祉課取扱い) 3
 ○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件） (障害福祉課取扱い) 3
 ○土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
 ○土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
 ○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件） (北薩地域振興局取扱い) 4

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (監理課取扱い) 5
 ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成24年 5 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, MasterCard, ダイナース又は
American Expressに限る。）が付されたクレジットカード
- 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

鹿児島県告示第606号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第74号）第5条第2項の規定により、鹿児島県県民の森の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人鹿児島県森林整備公社
鹿児島市山下町9番15号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称	社団法人鹿児島県森林整備公社	公益社団法人鹿児島県森林整備公社	平成24年4月1日

鹿児島県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成24年4月17日	訪問看護
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成24年4月17日	居宅療養管理指導
善の心ヘルパーステーション	霧島市隼人町松永2784番地5	さつきコーポレーション株式会社	霧島市隼人町松永2784番地5	山田さつき	平成24年5月1日	訪問介護

鹿児島県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサポートセンターみどり	薩摩川内市大小路町43番17号	有限会社ファミリーメディカル	薩摩川内市大小路町43番17号	手塚まゆみ	平成24年5月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第609号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成24年4月17日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成24年4月17日	介護予防居宅療養管理指導

善の心ヘルパー ステーション	霧島市隼人町松 永2784番地5	さつきコーポレ ーション株式会 社	霧島市隼人町松 永2784番地5	山田さつき	平成24年 5月1日	介護予防 訪問介護
-------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	-------	---------------	--------------

鹿児島県告示第610号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ほーらしゃ薬局	大島郡和泊町手々知名775番地1	平成24年 5月1日	育成医療・更生医療
そうごう薬局永利店	薩摩川内市永利町2452-5	平成24年 5月1日	育成医療・更生医療・精神通院医療
そうごう薬局開聞店	指宿市開聞十町1298-1	平成24年 5月1日	育成医療・更生医療・精神通院医療

鹿児島県告示第611号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
さくらんぼ薬局	始良市加治木町諏訪町176番2	平成24年 5月1日	精神通院医療
たんぼぼ薬局	霧島市国分敷根字駒方1374-7	平成24年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第612号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
南九州さくら病院 南九州市知覧町永里2082番地	名称	知覧保養院	南九州さくら病院	精神通院医療

鹿児島県告示第613号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
医療法人常清会 鹿児島市南新町1-29	訪問看護ステーションおおぞら 鹿児島市紫原4-4-2	事業所の名称	訪問看護ステーション南郡元	訪問看護ステーションおおぞら	精神通院医療
		事業所の所在地	鹿児島市南郡元町6番16号202	鹿児島市紫原4-4-2	

鹿児島県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、奄美市土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 朝野 平三 奄美市笠利町屋仁1456番地

鹿児島県告示第615号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年 4 月 25 日付けで穎娃町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）西下地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 5 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 5 月 14 日から同年 6 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課
大崎町役場耕地課

北薩地域振興局告示第29号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 11 日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターぬくもり園	出水市明神町1845番1	社会福祉法人ぬくもりの里	出水市明神町1845番1	尾上 利夫	平成24年5月1日	生活介護

北薩地域振興局告示第30号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年5月11日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターぬくもり園	出水市明神町1845番1	社会福祉法人ぬくもりの里	出水市明神町1845番1	尾上 利夫	平成24年5月1日	短期入所

北薩地域振興局告示第31号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年5月11日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リバティ	薩摩川内市水引町3386-1	医療法人静和会	いちき串木野市湊町一丁目208番地	田中 英世	平成24年4月1日	宿泊型自立訓練

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成24年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類
建設工事

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）第2条第1項の規定により入札参加資格を認められた者であること。

(2) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の(ケ)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ケ) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- (4) 調達をする特定役務の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法
- 所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- ア 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に迎えた営業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し
 - イ 営業の沿革
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 直前2年間の各事業年度における施工金額
 - オ 技術職員名簿
 - カ 納税証明書
 - (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
 - (イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書
 - キ 労災保険料納入証明書
 - ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書
 - ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）
 - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県土木部監理課建設業許可係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3490

(3) 申請書類の受付期間

平成24年5月11日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからエまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 2の(2)のア又はイのいずれかに該当する者

イ 暴力団

ウ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(イ) 暴力団員

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格を取得した日から平成25年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新を希望する者は、平成24年8月に平成25年度及び平成26年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので当該公告に従い、申請書類を提出すること。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年5月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2工区)

曾於市財部町下財部字高山下31番1及び32番1の一部

(3工区)

曾於市財部町北俣字和田前102番の一部、103番1の一部、104番の一部、106番の一部、107番1の一部、108番の一部、109番1の一部及び110番1の一部

(4工区)

曾於市財部町北俣字和田前102番の一部、103番1の一部、104番の一部、106番の一部、107番1の一部、108番の一部、109番1の一部、110番1の一部、131番1、133番1、134番1、102番地先水路の一部及び134番1地先里道の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 曾於市財部町北俣字和田前102番の一部，103番1の一部，104番の一部，106番の一部，107番1の一部，108番の一部，109番1の一部，110番1の一部，131番1の一部，133番1の一部，134番1の一部，102番地先水路の一部及び134番1地先里道の一部

公園 曾於市財部町北俣字和田前102番の一部，103番1の一部，104番の一部，106番の一部，107番1の一部，108番の一部，109番1の一部，110番1の一部，102番地先水路の一部及び134番1地先里道の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 池田孝